

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 及び住所	丸和工業（株）	埼玉県北本市宮内 5－3 5 1
2. 指名停止措置期間	令和7年7月15日から令和7年8月14日まで（1か月）	
3. 指名停止措置の適用範囲	稲敷市が発注する建設工事等	
4. 事実概要	丸和工業(株)は、茨城県猿島郡五霞町の倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を取らなかったとして、令和6年11月12日付けで、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から略式命令を受けた。当該事実が建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局から令和7年3月7日付けで指示処分を受けた。なお、当該事実は一の事案により複数の措置要件に該当しているため、「稲敷市契約事務等に関する規程」第39条第1項に該当する。	
5. 指名停止理由	このことは、「稲敷市契約事務等に関する規程」（平成17年稲敷市告示第2号）（以下「規定」という。）別表第2第8号「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」及び別表第3第18号「不正又は不誠実な行為」に該当する。 （稲敷市契約事務等に関する規程別表第2） 事故等に基づく措置基準	
	措置要件	期間
	1～7 （略）	
	（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内
	（稲敷市契約事務等に関する規程別表第3） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
	措置要件	期間
	1～17 （略）	
	（不正又は不誠実な行為） 18 別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
	19 （略）	